

上ノ国町住宅リフォーム補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、住宅の安全性、耐久性及び居住性の向上に係る住宅リフォームを町内の事業者によって実施した者に対し、毎年度予算の範囲内において上ノ国町住宅リフォーム補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、本町における住環境の向上や定住人口の確保、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 自己の居住の用に供する部分（以下「住宅部分」という。）を有する専用住宅及び併用住宅（住宅部分と非住宅部分が混在している場合は、当該住宅部分とする。）
- (2) 住宅リフォーム工事 住宅の機能の維持又は向上のために行う増築、改築、修繕、模様替え及び設備改修等の工事をいう。（新築を含む。）
- (3) 町内建設業者 町内に本店若しくは営業所を有する法人又は主たる事業所を有する個人で、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けた者をいう。
- (4) 商工会会員 上ノ国町商工会の会員資格を有する者をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本町の区域内に所在する住宅であること。
- (2) 賃貸住宅の用に供するものでないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次条に規定する補助対象住宅に係る住宅リフォーム工事で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内建設業者又は商工会会員による20万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上の費用を要する工事であること。
- (2) 建設業法、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に違反しない工事であること。
- (3) この補助金の交付決定を受けた日以降に着手する工事であること。
- (4) この補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月15日（その日が本町

の閉庁日の場合には直近前の開庁日)までに完了する工事であること。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本町に住所を有し、かつ、本町の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 住宅リフォーム工事を行う住宅の所有者(共同で所有している場合はいずれかの1人に限る。)若しくはその直系親族で当該住宅に現に居住している者又は住宅リフォーム工事を行う住宅に居住しようとする者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は補助対象者にしないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の構成員
- (2) 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属している者
- (3) 町税に滞納がある者(世帯員及び同居人を含む。)
- (4) 町長が補助対象者として適当でないと認める者

(補助対象経費)

第6条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定にあたって対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表に掲げる補助対象に係る工事等の内容に要する経費の実支出額とする。

2 前項に規定する補助対象経費には、次の各号に掲げる費用は除くものとする。

- (1) 住宅と当該住宅以外の部分を併せた工事の場合には、当該住宅以外の部分の工事に要する費用
- (2) 国及び地方公共団体等町が行う他の補助制度の対象となる工事に要する費用
- (3) 上ノ国町水洗便所等の改造に関する補助金条例(平成14年条例第12号)第2条に規定する水洗化改造工事及び排水設備改造工事に要する費用
- (4) 上ノ国町合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例(平成22年条例第7号)第3条第3号に規定する排水設備の新設又は修繕等の工事に要する費用
- (5) 工事を伴わない物品の購入のみの費用
- (6) 外構に係る排水設備、融雪設備、散策路、庭、花壇等の施行に要した費用(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費に20パーセントを乗じて得た額とし、30万円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、補助事業に着手する前に、上ノ国町住宅リフォーム補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 住宅リフォーム工事を行う住宅の所有者が明らかになる書類の写し（登記事項証明書）。ただし、単独所有の場合は、固定資産税課税明細書又は固定資産課税台帳等（名寄せ帳）の写しをもって代用することができる。
- (2) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (3) 補助事業の見積書（補助対象及び補助対象外経費が分かるもの）
- (4) 住宅リフォーム工事の施工前の状態が確認できる写真
- (5) 住宅リフォーム工事を行う住宅の位置図
- (6) その他町長が必要と認める書類等（例えば、設備等の仕様書、カタログ等）

（補助金の交付申請の制限）

第9条 この告示において、補助金の交付申請は、同一の住宅につき1回のみ行うことができるものとする。

（補助金の交付決定通知等）

第10条 町長は、前条の規定に基づく申請を受理したときは、その内容を審査・確認し、補助の可否を決定し、上ノ国町住宅リフォーム補助金交付決定通知書（様式第3号）又は上ノ国町住宅リフォーム補助金交付却下知書（様式第4号）により補助申請者に通知する。

（補助金の交付申請の取下げ）

第11条 補助申請者は、補助事業を取り下げるときは、上ノ国町住宅リフォーム補助金交付申請取下届出書（様式第5号）により、町長に届け出なければならない。

- 2 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）から前項の届出があったときは、補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。この場合において、補助申請者から提出された補助金交付申請書は返還しないものとする。

（補助金の変更申請等）

第12条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、上ノ国町住宅リフォーム補助金交付変更承認申請書（様式第6号）に関係書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認について可否を決定し、上ノ国町住宅リフォーム補助金交付変更承認通知書（様式第7号）又は上ノ国町住宅リフォーム補助金交付変更不承認通知書（様式第8号）により補助事業者に通知する。この場合において、変更前の交付決定内

容を変更することができる。

(中間検査)

第13条 町長は、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るため、必要に応じて中間検査を実施できるものとする。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときには、速やかに上ノ国町住宅リフォーム補助金実績報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 住宅リフォーム工事中及び完了後の状態が確認できる写真
- (2) 補助事業に係る経費の領収書及び明細書の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類等

2 前項に規定する書類の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月15日(その日が本町の閉庁日の場合には直近前の開庁日)のいずれか早い日とする。

(完了検査)

第15条 町長は、前条の規定に基づく書類を受理したときは、速やかに当該補助事業について職員に実地検査をさせ、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定内容に適合するものであるかどうかを審査し、上ノ国町住宅リフォーム工事完了検査調書(様式第10号)に記録するものとする。

(補助金の額の確定及び交付)

第16条 町長は、前条に規定する完了検査の結果、補助金の交付の決定内容に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、上ノ国町住宅リフォーム補助金確定通知書(様式第11号)により補助対象者に通知する。

(補助金の請求)

第17条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けた後、速やかに上ノ国町住宅リフォーム補助金交付請求書(様式第12号)により町長に請求するものとする。

(補助金の交付)

第18条 町長は、前条の規定により補助金の交付を請求されたときは、速やかに補助金を補助事業者に交付する。

(補助金の取消し等)

第19条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金を交付しているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

- (1) 補助金の交付決定の内容に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(3) 町長が取消し相当と認める事由があったとき。

2 前項の規定は、補助金の額が確定した後においても適用する。

3 町長は、第1項の規定により補助金等の交付決定を取消した場合には、上ノ国町住宅リフォーム補助金交付決定取消通知書（様式第13号）により補助事業者に通知する。

（補助金の返還）

第20条 町長は、前条の規定に基づき補助金の返還を求めるときは、上ノ国町住宅リフォーム補助金返還命令通知書（様式第14号）により補助事業者に通知する。

（補則）

第21条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（有効期限）

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

（経過措置）

3 第19条及び第20条の規定については、この告示の失効後もその効力を有する。

別表（第6条関係）

補助区分	工事の種類	工事等の内容
補助対象工事	新築	建築物のない土地に、新たに建築物を建築すること。
	増築	既存の住宅に新たに住宅部分を建築し、又は既存の住宅以外の部分を住宅部分に変更させることにより、住宅部分の床面積を増加させる工事
	一部改築	既存の住宅部分の一部を取り壊し、又は、当該住宅部分が存した場所に住宅部分を改めて建築する工事
	修繕、	1. 住宅の安全性、耐久性及び居住性を向上させるための工事

<p>模 様 替、設 備改修 等</p>	<p>で、おおむね次に掲げる工事</p> <p>(1)基礎、土台、柱、筋交い等の修繕又は補強工事</p> <p>(2)外壁、屋根、内壁、天井等の修繕工事</p> <p>(3)塗装工事</p> <p>(4)住宅のかさ上げ工事又は床を高くする工事</p> <p>(5)給排水、衛生、換気、冷暖房、避難、防火、電気等の設備工事</p> <p>(6)外壁、屋根等の防火性能を高める工事</p> <p>(7)間取りの変更等模様替えを行う工事</p> <p>(8)開口部等を設ける工事</p> <p>(9)台所、浴室又は便所を改良する工事</p> <p>(10)建具の取替等の工事</p> <p>(11)壁紙の貼り替え工事</p> <p>(12)断熱、気密改修工事又は遮音工事</p> <p>(13)その他住宅の安全性、耐久性及び居住性を向上させるために必要な工事</p> <p>2.住宅の環境性能を良好にする工事で、次の各号に掲げる工事</p> <p>(1)太陽光発電を設置する工事</p> <p>(2)高効率給湯器を設置する工事</p> <p>(3)オール電化工事</p> <p>(4)その他環境性能を良好にするために必要な工事</p>
<p>補助 対象 外 工 事</p>	<p>次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象経費としない。</p> <p>(1)家屋から独立した車庫・物置、倉庫等の工事</p> <p>(2)店舗、工場、事務所等の工事</p> <p>(3)門、塀、柵等の外構工事費及び庭園の工事</p> <p>(4)コンクリート、アスファルト等による舗装工事</p> <p>(5)電話、インターネット、テレビアンテナ等の設置・配線工事</p> <p>(6)家屋に固定されない家庭電化製品、家具等の購入・設置の費用</p> <p>(7)害虫駆除、その他の防虫や消毒等の薬剤散布・塗布の費</p>

		<p>用</p> <p>(8)ハウスクリーニング・排水管清掃等の費用</p> <p>(9)公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事</p> <p>(10)国等及び上ノ国町から補助金、交付金等の交付を受けて改修工事を併せて行う場合のその改修工事の対象額</p> <p>(11)前各号に掲げるもののほか、町長が補助対象経費として適当でないと認めるもの</p>
--	--	--

様式第1号（第8条関係）

上ノ国町住宅リフォーム補助金交付申請書

年 月 日

上ノ国町長 様

(〒 -)

申請者住所 上ノ国町字

(フリガナ)

氏名 (印)

(電話 - -)

上ノ国町住宅リフォーム補助金交付要綱第8条の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請いたします。

記

1. 補助対象住宅の所在地 上ノ国町字
2. 補助対象住宅の所有者 住所
氏名
3. 補助事業の工事内容
4. 住宅リフォーム工事の費用 全体事業費 円
うち補助対象経費 円
5. 工事予定期間 着手 年 月 日
完了 年 月 日
6. 施工業者 住所
名称
代表者名
電話番号
担当者氏名
7. 添付書類
 - (1) 住宅リフォーム工事を行う住宅の所有者が明らかになる書類の写し（登記事項証明書）。ただし、単独所有の場合は、固定資産税課税明細書又は固定資産課税台帳等（名寄せ帳）の写しをもって代用することができる。
 - (2) 誓約書兼同意書（様式第2号）
 - (3) 住宅リフォーム工事の見積書（補助対象及び補助対象外経費が分かるもの）
 - (4) 住宅リフォーム工事の施工前の状態が確認できる写真
 - (5) 住宅リフォーム工事を行う住宅の位置図
 - (6) その他町長が必要と認める書類等（例えば、設備等の仕様書、カタログ等）

様式第2号（第8条関係）

誓約書兼同意書

私は、上ノ国町住宅リフォーム補助金の申請条件を理解した上で申請し、申請書に記入した事項は、全て相違ないことを誓約します。

また、上ノ国町が申請条件資格の確認を行うに当たり必要があるときは、申請書に記入した項目及び世帯全員及び同居人の町税の納付状況について、町長が確認することに同意します。

年 月 日

上ノ国町長 様

申請者 住 所
氏 名 ①
電 話 ()

世帯員 氏 名 ①
氏 名 ①
氏 名 ①
氏 名 ①
氏 名 ①

同居人 氏 名 ①

様式第3号（第10条関係）

上ノ国町住宅リフォーム補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

上ノ国町長 印

年 月 日付けで申請のあった補助金について、上ノ国町住宅リフォーム補助金交付要綱第10条の規定により、補助金の交付を決定しましたので、次のとおり通知します。

記

- | | | |
|------------------|----------|-------|
| 1. 補助金交付指令番号 | 上ノ国町指令 第 | 号 |
| 2. 補助金交付決定額 | | 円 |
| 3. 補助事業の内容 | | |
| (1) 補助対象住宅の所在地 | 上ノ国町字 | |
| (2) 補助対象住宅の所有者 | 住 所 | |
| | 氏 名 | |
| (3) 補助事業の工事内容 | | |
| (4) 住宅リフォーム工事の費用 | 全体事業費 | 円 |
| | うち補助対象経費 | 円 |
| (5) 工事予定期間 | 着 手 | 年 月 日 |
| | 完 了 | 年 月 日 |
| (6) 施工業者 | 住 所 | |
| | 名 称 | |
| | 代表者名 | |

【注意事項】

- 次の各号のいずれかに該当した場合、補助金の交付の決定が取り消しとなる場合があります。
 - 補助金の交付決定の内容に違反したとき。
 - 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
 - 町長が取消し相当と認める事由があったとき。
- 補助事業を取り下げしようとするときは、速やかに町長に届け出なければなりません。
- 補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受ける必要があります。
- 補助事業が完了したときは、速やかに町長に届け出なければなりません。

様式第4号（第10条関係）

上ノ国町住宅リフォーム補助金交付却下通知書

第 号
年 月 日

様

上ノ国町長 印

年 月 日付けで申請のあった補助金について、上ノ国町住宅リフォーム補助金交付要綱第10条の規定により、補助金の交付を却下しましたので、次のとおり通知します。

記

1. 住宅の所在地 上ノ国町字
2. 却下の理由

様式第5号（第11条関係）

上ノ国町住宅リフォーム補助金交付申請取下届出書

年 月 日

上ノ国町長 様

申請者住所
氏名

印

年 月 日付けで申請した補助事業について、下記の理由により取り下げします。

1. 取下げの理由

2. 補助金の交付決定を受けた場合

- | | |
|---------------|------------|
| (1) 補助金交付決定日 | 年 月 日 |
| (2) 補助金交付指令番号 | 上ノ国町指令 第 号 |
| (3) 補助金交付決定額 | 円 |

様式第 6 号（第12条関係）

上ノ国町住宅リフォーム補助金交付変更承認申請書

年 月 日

上ノ国町長 様

申請者住所
氏名



年 月 日付け上ノ国町指令第 号で補助金の交付決定を受けた補助事業の内容について変更したいので、上ノ国町住宅リフォーム補助金交付要綱第 12 条の規定に基づき申請します。

1	変更の理由					
2	変更の工事内容					
3	全 体 事業費	変更前	円（消費税等相当額を含む）			
		変更後	円（＃）			
4	補助対象 経 費	変更前	円（＃）			
		変更後	円（＃）			
5	工事予定 期 間	変更前	年 月 日 ~		年 月 日	
		変更後	年 月 日 ~		年 月 日	
6	施工業者	変更前	名称		担当者氏名	
			代表者氏名		電話番号	
			住所			
		変更後	名称		担当者氏名	
			代表者氏名		電話番号	
			住所			

- ※《添付書類》 (1) 工事請負変更契約書又は変更請書の写し
 (2) 工事費変更内訳明細書
 (3) 変更箇所工事着手前の写真

様式第7号（第12条関係）

上ノ国町住宅リフォーム補助金交付変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

上ノ国町長 印

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更については、上ノ国町住宅リフォーム補助金交付要綱第12条の規定により、承認することに決定しましたので通知します。なお、変更を承認した補助事業の内容は次のとおりです。

記

- | | | |
|------------------|----------|-------|
| 1. 補助金交付変更承認指令番号 | 上ノ国町指令 第 | 号 |
| 2. 変更後の補助金交付決定額 | | 円 |
| 3. 変更後の補助事業の内容 | | |
| (1) 補助事業の工事内容 | | |
| | | |
| (2) 住宅リフォーム工事の費用 | 全体事業費 | 円 |
| | うち補助対象経費 | 円 |
| (3) 工事予定期間 | 着手 | 年 月 日 |
| | 完了 | 年 月 日 |
| (4) 施工業者 | 住所 | |
| | 名称 | |
| | 代表者名 | |

様式第 8 号（第12条関係）

上ノ国町住宅リフォーム補助金交付変更不承認通知書

第 号
年 月 日

様

上ノ国町長 印

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更については、上ノ国町住宅リフォーム補助金交付要綱第 12 条の規定により、不承認とすることに決定しましたので、通知します。

記

1. 不承認の理由

様式第9号（第14条関係）

上ノ国町住宅リフォーム補助金実績報告書

年 月 日

上ノ国町長 様

申請者住所
氏名

㊟

年 月 日付け上ノ国町指令第 号をもって補助金の交付決定を受けた補助事業が完了したので、上ノ国町住宅リフォーム補助金交付要綱第14条の規定に基づき、次のとおり提出します。

記

- | | | | | | |
|-----------------|------|---|---|---|---|
| 1. 補助金交付決定額 | | | | | 円 |
| 2. 住宅リフォーム工事の費用 | | | | | |
| 全体事業費（実支出額） | | | | | 円 |
| うち補助対象経費（実支出額） | | | | | 円 |
| 3. 補助事業実施年月日 | （着手） | 年 | 月 | 日 | |
| | （完了） | 年 | 月 | 日 | |

【添付書類】

- （1）住宅リフォーム工事の施工中及び完了後の状態が確認できる写真
- （2）住宅リフォーム工事に係る経費の領収書及び明細書の写し
- （3）その他町長が必要と認める書類等

様式第10号（第15条関係）

上ノ国町住宅リフォーム補助金完了検査調書

- | | | | | |
|-----------------|-------------------|----------|---|---|
| 1. 申請者住所・氏名 | 住 所
氏 名 | | | |
| 2. 補助金交付指令番号 | | 上ノ国町指令 第 | | 号 |
| 3. 補助金交付決定額 | | | | 円 |
| 4. 補助事業着手年月日 | | 年 | 月 | 日 |
| 5. 補助事業完了年月日 | | 年 | 月 | 日 |
| 6. 補助事業の工事内容 | | | | |
| 7. 住宅リフォーム工事の費用 | 全体事業費
うち補助対象経費 | | | 円 |
| 8. 補助金確定額 | | | | 円 |
| 9. 完了検査年月日 | | 年 | 月 | 日 |
| 10. 検査場所 | 上ノ国町字 | | | |
| 11. 検査結果 | | | | |

上記のとおり完了検査を実施したので報告します。

上ノ国町長 様

年 月 日

検査員 所 属
職 氏 名

印

様式第11号（第16条関係）

上ノ国町住宅リフォーム補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

上ノ国町長 印

年 月 日付けで提出のあった上ノ国町住宅リフォーム補助金実績報告書に基づき検査を行った結果、上ノ国町住宅リフォーム補助金交付要綱第16条の規定より、補助金の額を確定しましたので、次のとおり通知します。

記

1. 補助金確定額 円
2. 補助対象住宅の所在地 上ノ国町字
3. 完了検査年月日

様式第12号（第17条関係）

年 月 日

上ノ国町長 様

申請者住所
氏名



上ノ国町住宅リフォーム補助金交付請求書

上ノ国町住宅リフォーム補助金交付要綱第17条の規定に基づき、次のとおり請求します。

記

- 1. 補助金交付決定額 円
- 2. 補助金交付指令番号 上ノ国町指令第 号
- 3. 補助金確定額 円
- 4. 今回請求額 円
- 5. 口座振替払の振込銀行名等

振込先金融機関の名称及び店名	預金種類	口座番号
	普通・当座	

【注意事項】

- (1) 口座名義人は申請者本人でなければなりません。
- (2) 振込口座の通帳見開き部分の口座名義人（カタカナ）が分かるように写しを添付してください。

様式第13号（第19条関係）

上ノ国町住宅リフォーム補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

上ノ国町長 印

年 月 日付け上ノ国町指令第 号で補助金の交付決定した
（額の確定をした）補助事業について、上ノ国町住宅リフォーム補助金交付要綱第19
条の規定により当該決定の全部（一部）を取り消したので、次のとおり通知します。

記

1. 取消後の補助金交付決定（確定）額 円
2. 取り消しの理由

様式第14号（第20条関係）

上ノ国町住宅リフォーム補助金返還命令通知書

第 号
年 月 日

様

上ノ国町長 印

年 月 日付で補助金の交付決定を取消した補助事業について、上ノ国町住宅リフォーム補助金交付要綱第20条の規定により、次のとおり返還するよう命じます。

記

1. 返還の理由
2. 交付済みの補助金の額 円
3. 返還すべき補助金の額 円
4. 返還金の納付期限 上記金額を別紙の納付書により、
年 月 日までに返還してください。